

令和8年度 企業誘致ターゲット調査
公募型プロポーザルQ&A

(令和8年7月7日時点)

	質問	回答
1	本業務に関し、一部業務を再委託することは可能でしょうか？ 可能な場合、企画提案書内で再委託先について社名や再委託予定業務について記載する必要がありますか？	本事業の実施にあたり、原則として再委託および再々委託は認めておりません。ただし、やむを得ない事情があり、県が事前に認めた場合に限り、再委託等を可能としています。 再委託を予定する場合は、提案時に再委託先等を含む本事業に関わる全ての事業者及びそれぞれの役割を明示するとともに、契約締結時に県の承認を得る必要があります。なお、受託者は再委託先の行為について全責任を負うことになります。
2	仕様書 3. 業務内容 (1)調査対象分野の分析について 「乙の有する過去(最低5年以上)の本県への企業立地状況」につきまして、具体的にはどういった情報を有している必要がございますでしょうか(「ある企業が令和〇年に他県から群馬県に本社を移転した」など?)。公開情報のみによる分析は不可でしょうか。	公開情報のみに基づく分析を妨げるものではありませんが、分析できる情報が多いことが事業効果を高める観点では望ましいと考えおり、分析するデータの量が多い場合、加点要素となります。
3	仕様書 3. 業務内容 (1)調査対象分野の分析について 【群馬県が重点的に誘致を目指す分野】の優先度は以下で相違ございませんでしょうか。 1位:「デジタル・クリエイティブ産業または日本成長戦略本部が掲げる戦略17分野」かつ「東京23区に本社が所在」 2位:「デジタル・クリエイティブ産業または日本成長戦略本部が掲げる戦略17分野」かつ「東京23区“外”に本社が所在」 3位:「デジタル・クリエイティブ産業」「日本成長戦略本部が掲げる戦略17分野」のいずれにも当てはまらないが「東京23区に本社が所在」	各分野について、優先度は設けておりません。分析するデータ量が多く、企業誘致に効果のある分析の場合は加点要素となります。
4	仕様書 3. 業務内容 (2)アンケート調査 アンケートのボリューム(設問数、調査票のページ数)はどの程度を想定されていますでしょうか。	設問数、ページ数は受託者と県の相談の上決定する予定ですが、訪問調査により詳細な調査を行う計画であることから、アンケートの設問数は10問前後、A4用紙1枚(裏表)程度に収まるよう検討しています。アンケートに当たっては県の広報資材(チラシなど)の同封も検討しています。
5	仕様書 3. 業務内容 (2)アンケート調査 回収率20%は目標であり、必達ではないという理解で相違ございませんでしょうか。	必達ではありませんが、回収率の向上に有効であると考えられる方法を提案した場合は加点要素となります。
6	仕様書 3. 業務内容 (3)訪問調査について 企業側の要望等により、WEB会議による実施とすることは可能でしょうか。	可能です。
7	仕様書 3. 業務内容 (3)訪問調査について 訪問件数は何社程度を想定されていますでしょうか。	20社程度の訪問を想定しています。
8	仕様書 4. 事業計画、報告及び成果物 「事業全体計画書」「訪問調査におけるやり取りの記録(1社ごと)」「報告書」の3種が要提出という理解で相違ございませんでしょうか。(2)アンケート調査のローデータや集計表は納品不要でしょうか。	提出物については、ご認識のとおりです。一方で、アンケート調査のデータや集計表については、その後の訪問調査を行う際の対象選定を協議するため、群馬県に提供ください。

9	仕様書 4. 事業計画、報告及び成果物 報告書のボリュームはどの程度を想定されていますでしょうか。	報告書については、ボリュームの指定はありません。 「3. 業務内容」の各調査の集計・分析の結果を踏まえて、企業誘致の有効性が高い企業の情報及びそのニーズ」について不足なく記載ください。
10	過去に類似の調査は実施されていますでしょうか。 実施済の場合、調査資料や報告書などを受託後に提供いただくことは可能でしょうか。	過去、企業に対するアンケート調査は実施していますが、調査資料や報告書は共有しません。
11	「7. その他留意事項(5)その他力」において、「本業務は国の交付金を利用するものであり、会計検査院の实地検査等の対象となる」との記載がありますが、本業務における経費精算に関連し、業務完了後に発注者による確定検査(精算検査等)が実施される想定でしょうか。実施有無および想定される手続き、マニュアルなどについてご教示ください。	確定検査は実施しませんが、契約の完了に当たっては、地方自治法及び群馬県財務規則に基づき、契約書、仕様書、成果物、その他の関係書類の確認のほか、必要に応じて立ち合いを行い、当該契約が適正に履行されたことを確認する検査を実施します。 マニュアルはありません。
12	見積書に関して、弊社では一般的に事業費に対し10%の一般管理費を計上しております。中央省庁の確定検査でも提出しております根拠資料がございまして、貴県へのご提出も可能ですが、本業務において一般管理費の計上は認められるでしょうか。また、認められる場合の上限等の考え方があれば併せてご教示ください。	一般管理費の計上を妨げるものではありませんが、提案事業の見積書の提出にあたっては、公募要領に記載のとおり内訳の単位は一式とすることなく、支出項目ごとに根拠(単価×日数等)を明記ください。